

日本ボーイスカウト岡山連盟第1地区規約

第1章 総則

(地区の区分)

第1条 第1地区は、岡山連盟地区組織細則第2条の定める地域をもって地区の区分とする。

(地区の構成)

第2条 加盟登録の承認を受けた地区内のすべての加盟団は、地区の構成員になる。

(目的)

第3条 地区は、次に掲げる目的を達成するために、設置する。

- (1) 岡山連盟の方針及びプログラムを、地区内に効果的に実施し、かつ地区の実状を県連盟の施策に反映させること。
- (2) 各団相互及び地区内の同じ目的を有する他の団体と調和的協働を図ること。
- (3) 各団の独立と主導性を妨げることなく、地区内のスカウト運動を普及すること。

第2章 地区協議会

(開催)

第4条 地区協議会は、地区協議会長の招集により必要に応じ随時開催し、地区協議会会長が議長となり地区委員長、地区コミッショナー、各委員長からの報告、伝達及び協議等を行う。

(構成)

第5条 地区協議会の構成は、次のとおりである。

- (1) 地区協議会長、地区協議会副会長
- (2) 地区委員長（県連盟の地区代表理事）、同副委員長
- (3) 地区コミッショナー、同副コミッショナー
- (4) 団担当コミッショナー
- (5) 運営委員会の委員長、同副委員長
- (6) 特別委員会の委員長、同副委員長
- (7) 地区行事委員会の委員長、同副委員長
- (8) 会計
- (9) 事務長
- (10) 各団委員長
- (11) 各隊長
- (12) 監査
- (13) 顧問
- (14) 学識経験者会員（必要に応じて10、11の団指導者の合計数を超えない限度において、地区委員会が推薦した者）

(総会)

第 6 条 岡山連盟年次総会の前に地区総会として地区協議会を開催し、次のことを行う。

(1) 地区協議会長、地区協議会副会長、地区委員長、同副委員長、運営委員会委員長(県連運営委員会に対する地区代表委員)同副委員長、特別委員会の委員長(県連特別委員会に対する地区代表委員)、同副委員長、地区行事委員会の委員長、同副委員長、会計、事務長及び監査を選出する。

(2) 県連盟総会において選出する役員を推薦する地区の選考委員 1 名を選出する。

(3) 報告承認及び審議決定(県連盟年次総会に準ずる。)

(成立と議決)

第 7 条 地区総会の定足数は、過半数(委任状を含む)とし、その議決は多数決による。

第 3 章 地区委員会

(設置と議決)

第 8 条 地区に地区委員会を設ける。

② 地区委員会は、地区総会の承認を得た計画に従い、運営する。

(構成)

第 9 条 地区委員会は、地区役員をもって構成する。

(招集)

第 10 条 地区委員会は、地区委員長が招集し、開催する。

(成立と議決)

第 11 条 地区委員会の定足数は、過半数(委任状を含む)とし、議決は出席者の多数決による。

第 4 章 各種委員会

(設置)

第 12 条 地区委員会は、その下部機構として各種の運営委員会、特別委員会及び地区行事委員会を設けることができる。

(運営委員会)

第 13 条 運営委員会は、地区委員会より委任された任務を、下記の区分に従い分担する。

(1) 総務に関する事項

(2) プログラムに関する事項

(3) 指導者養成に関する事項

(特別委員会)

第14条 特別委員会は、地区委員会より委任された任務を、下記の区分に従い分担する。

- (1) 広報に関する事項
- (2) 進歩に関する事項
- (3) 国際に関する事項

(地区行事委員会)

第15条 地区行事委員会は、地区内におけるの行事を担当する。

第5章 役員及び委員

(地区役員)

第16条 地区役員は、次のとおりである。

- (1) 地区協議会長、地区協議会副会長
- (2) 地区委員長、同副委員長
- (3) 地区コミッショナー、同副コミッショナー
- (4) 団担当コミッショナー
- (5) 運営委員会の委員長、同副委員長
- (6) 特別委員会の委員長、同副委員長
- (7) 地区行事委員会の委員長、同副委員長
- (8) 会計
- (9) 事務長
- (10) 監査

(地区協議会長・副会長)

第17条 地区協議会長は、地区内のスカウト運動を代表する。

- ② 地区協議会副会長は、地区協議会長を補佐し、地区協議会長に事故あるとき又は欠けたときは任務を代理する。

(地区委員長・副委員長)

第18条 地区委員長は、岡山連盟の定めにより、岡山連盟の地区代表理事となる。

- ② 地区委員長は、地区委員会を主宰し、議長となる。
- ③ 地区副委員長は、地区委員長を補佐し、地区委員長に事故あるとき又は欠けたときは任務を代理する。

(制限)

第19条 隊長及び副隊長は、やむを得ない場合のほか地区協議会長、及び地区委員長に就任すべきでない。

(地区コミッショナー)

第20条 地区コミッショナーは、県連盟コミッショナーと地区委員長の推薦により、岡山連盟理事会の議を経て、連盟長が委嘱する。

- ② 地区コミッショナーの任期は2年とし、再任を妨げない。この場合における更新は6月30日とする。
- ③ 地区コミッショナーの推薦に当たっては、次のことを考慮する。
 - (1) 青少年の訓育を託するに足る品性及び経歴
 - (2) スカウト運動の経験及び知識を有すること。
 - (3) 地区内の教育にたずさわる指導者を主導する能力を有すること。
 - (4) コミッショナー研修所を修了した者、又は就任後できるだけ速やかにコミッショナー研修所を修了できる者であること。
- ④ 地区コミッショナーの任務は、次のとおりとする。
 - (1) 地区コミッショナーは、地区内におけるスカウト運動が日本連盟 と岡山連盟の規定に従って展開するよう努めるとともに、地区内の指導者に対して助言及び指導を行う。
 - (2) 地区コミッショナーは、地区委員会の下で、スカウト教育について純正な推進を図り、地区委員会に対して責任を負うとともに、教育面及び指導面で地区を代表する。
 - (3) 地区コミッショナーは、地区副コミッショナーを統括し、所管する任務を分担させるとともに、団担当コミッショナーに対して助言及び指導を行う。
 - (4) 地区コミッショナーは、地区内のコミッショナーと協力し、団に対して助言及び指導並びに援助を行う。

(地区副コミッショナー)

第21条 地区副コミッショナーは、必要に応じて地区コミッショナーと地区委員長の推薦により、岡山連盟理事会の議を経て、連盟長が委嘱する。

- ② 地区副コミッショナーは、地区コミッショナーを補佐し、分掌された任務を行う。
- ③ 地区副コミッショナーの任期、推薦条件等は、地区コミッショナーに準ずる。ただし、研修歴については、コミッショナー研修所をウッドバッジ実修所と読み替えて適用する。

(欠員)

第22条 地区コミッショナー、地区副コミッショナーともに欠員の場合は、県連盟副コミッショナーに、これを代理させるか、あるいは県連盟コミッショナー自らその任務を代行する。

(団担当コミッショナー)

第23条 団担当コミッショナーは、地区副コミッショナーとの同様の手続きをもって委嘱する。

- ② 任期及び資格については、地区副コミッショナーに準ずる。
- ③ 団担当コミッショナーは、おおむね3～5個団に1人を委嘱する。
- ④ 団担当コミッショナーは、地区コミッショナーの指導と助言を受けて、担当する団及び隊が、日本連盟及び県連盟の方針及び規約等に従い、効果的にプログラムが実施されるよう団の訪問・巡回を通して団委員会及び隊指導者に協力し、指導・助言・援助を行う。

(会計)

第24条 会計は、地区の経理を担当し、資金を保管する。

(事務長)

第25条 事務長は、地区における事務処理を担当する。

(監査)

第26条 監査は、地区の資産及び経理を監査する。

- ② 監査は、他の役員を兼ねることは出来ない。

(役員等の任期)

第27条 地区総会選出の役員の任期は次々回の地区総会の終了の時までとする。ただし、地区委員長、運営委員会委員長及び特別委員会委員長の任期は、次々回の岡山連盟総会までとし、すべて再任を妨げない。

- ② 地区総会選出の役員に欠員を生じた場合の補充は、地区協議会において行う。補充又は増員による役員及び委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(顧問)

第28条 地区は、地区委員会の決議を経て、顧問をおくことができる。

(運営委員会委員長・副委員長)

第29条 地区は、岡山連盟の各種運営委員会にそれぞれ代表を送る。

- ② 代表委員は、地区運営委員会の委員長となり、その委員会を主宰する。
- ③ 運営委員会副委員長は、運営委員会委員長を補佐し、運営委員会委員長に事故あるとき又は欠けたときは任務を代理する。

(特別委員会委員長・副委員長)

第30条 地区は、岡山連盟の各種特別委員会にそれぞれ代表を送る。

- ② 代表委員は、地区特別委員会の委員長となり、その特別委員会を主宰する。
- ③ 特別委員会副委員長は、特別委員会委員長を補佐し、特別委員会委員長に事故あるとき又は欠けたときは任務を代理する。

(地区行事委員会委員長・同副委員長)

第31条 地区行事委員会委員長は、地区行事委員会を主宰する。

- ② 地区行事委員会副委員長は、地区行事委員会委員長を補佐し、地区行事委員会委員長に事故あるとき又は欠けたときは任務を代理する。

(各種委員)

第32条 地区の運営委員会委員、特別委員会委員及び地区行事委員会委員は、地区委員会の議を経て、地区委員会が委嘱する。

- ② 委員は、必ずしも加盟員である必要はないが、少なくとも18歳以上でなければならない。

(運営委員等の任期)

第33条 運営委員会、特別委員会及び地区行事委員会の委員等の任期は、2年とし、再任は妨げない。

- ② 補充または増員による委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

第6章 経理

(資金)

第34条 地区運営の資金は、会費、助成金、寄付金、その他とする。かつ、必要に応じて特別会計を設ける。

第7章 規約改正等

(規約の改正)

第35条 この規約の改正には、地区総会で3分の2以上の同意を得て、岡山連盟理事会の承認を必要とする。

(規約の準用)

第36条 この規定に定めない事項については、ボーイスカウト日本連盟の諸規定及び岡山連盟規約に準じて行い、施行についての細則は別に定める。

附 則

第1条 本規約制定時の総会出席者の3分の2以上の議決により、本規約が有効に成立したものとする。

第2条 本規約は、県連盟の理事会の承認を受け、平成24年6月2日に遡って発効する。

第3条 平成24年6月2日から、前条の理事会承認までの間に、本規約に準拠して行った決定等は、本規約に基づいて決定されたものとする。